

広島地方最低賃金審議会

第 1 回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 6 年 7 月 30 日(火) 15 時 49 分～16 時 30 分		
開始場所	広島合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について		
	2 広島県最低賃金の改正決定について		
	3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に酒井委員、部会長代理に岡田委員が選出された。			
2 広島県最低賃金の改正決定について 事務局から資料説明ののち、労側委員及び使側委員より、最低賃金の改正について、意見表明がなされた。 労側委員からは「これから年末にかけて、生活に関わる分野で物価上昇が見込まれ、増加した賃金は物価上昇分に回るため、最低賃金近傍で働く労働者には厳しいことを重視する。2024 連合広島春闘で導き出した賃上げの大きな流れを確実に未組織労働者へ波及させていく、従業員 10 人未満の会社は、厳しい経営状態が続いていることは否めないが、その一方で、人手不足等の解消のため、新卒者の初任給の改定や若年層へのベースアップ等を加速させていることを踏まえ、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るため、広島県最低賃金もそれに見合った金額となるように取り組む。併せて、10 月 1 日の発効を目指したい。」との意見が表明された。 使側委員からは「企業に賃上げの動きが広がっているが、防衛的賃上げも見られ、賃上げができなかった企業も相当数あった。中央最低賃金審議会の目安は、目標であり、スタートラインではない。賃上げの必要性は理解するが、罰則付きの法規制は別物である。企業に助成金の利用が増えていることなどから、支払能力がない中で賃上げの努力をしている会社もある。審議に当たっては、賃金改定状況調査の第 4 表の上昇率を基準に 3 要素を総合的に勘案して望みたい。」との意見が表明された。 双方とも金額提示はされず、次回の専門部会で引き続き審議することとされた。			
3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第 2 回 専門部会 7 月 31 日（水） 10 時 00 分～			

会 場 広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

主な議題 広島県最低賃金の改正決定について